

一般社団法人九州・沖縄不動産鑑定士協会連合会  
入会規則

当会は、定款第5条の規定に基づき、会員に関する規則を次のように定める。

(会員となることができる者)

第1条 当会の会員となることができる者は下記の種別に該当する者とする。

(1) 正会員

- ア 九州・沖縄内に住所又は勤務箇所を有する不動産鑑定士及び不動産鑑定士補
- イ 九州・沖縄内に事務所を有する不動産鑑定業者の代表者

(2) 団体会員

九州・沖縄各県の不動産鑑定士協会

(不動産鑑定業者の代表者)

第2条 不動産鑑定業者(従たる事務所を含む。)の代表者とは、次の者をいう。

- (1) 不動産鑑定業者の代表者とは、主務官庁に登録した登録申請者をいう。
- (2) 従たる事務所の代表者とは、主務官庁に登録した登録申請者もしくは、従たる事務所を代表する者で会長に届け出た者をいう。

(入会の不承認)

第3条 会長は、次に該当する者には入会の承認を与えてはならない。

- (1) 定款第11条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により除名の処分を受けて3年以上経過していない者。
  - (2) 定款第7条(会費)の規定を履行せずに退会し、1年以上経過していない者。
- 2 会長は、前項各号に該当する期間を経過した者についても必要と認められる場合には、入会の承認をあたえないことができる。
- 3 会長は、前2項における場合のほか、会員の綱紀保持上当会への入会が不相当と認められる事由のある者に対しては、入会を承認しないことができる。

(入会の承認及び登録)

第4条 会長は、入会の承認を与えたときは、入会承認通知書及び会員証を交付しなければならない。

- 2 会長は、会費等規則に定める会費等が納入されたときは、会員名簿に必要事項を登録しなければならない。

(退会の処理及び退会の保留)

第5条 会長は、会員から退会届けを受理したときは会員名簿から削除しなければならない。

- 2 会長は、懲戒手続きに付された会員については、退会の申出があっても懲戒手続き

が終了するまで退会を認めないものとする。

(会員名簿)

第6条 会員名簿の必要的記載事項は、理事会において定める。

(補足)

第7条 本規則の施行に関し、必要な事項及び手続きについては、会長がこれを定める。

附 則

この規則は、平成24年4月2日から適用する。